

諮問第146号

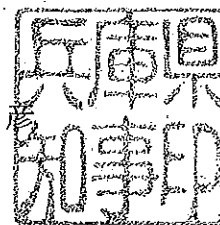
但馬海区漁業調整委員会

するめいかの令和4管理年度知事管理漁獲可能量について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、するめいかに関する令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、諮問します。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元



するめいかの令和4管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法第15条第1項による、するめいかに関する令和4管理年度の漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）がこのたび通知されました。（令和4年2月15日付け3水管第2777号農林水産大臣通知）

上記特定水産資源の漁獲可能量は「現行水準」として示されたため、法第16条第1項に基づく知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めることとし、兵庫県資源管理方針の「別紙1-3するめいか」に示す漁獲可能量の知事管理区分、配分の基準に則して、次の表に掲げる管理区分に配分し、管理を行うこととします。

（漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量）

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準

※参考 兵庫県資源管理方針別紙抜粋

（別紙1-3）

- 第1 特定水産資源
するめいか
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
（略）
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

兵庫県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.15%	104

(注記) 基本シェアの算定期間 (するめいか: 平成 30 年から令和 2 年、その他: 平成 29 年から令和元年) の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない